



寺谷用水だより



No.19

理事長あいさつ

理事長 池田 藤平



今年は4月21日から通水を開始しました。いよいよ農繁期を迎え、組合員の皆様におかれましては何かと忙しい毎日をお過ごしのことと存じます。

さて、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP交渉）で農産物の取り扱いが大きな焦点になっています。私が最近読んだ「経済は世界史から学べ（ダイヤモンド社）」という本に180年前のイギリスで起こった経済連携協定について載っていたので参考の為ご紹介します。

輸出を自由化したいのなら輸入も自由化しなければなりません。19世紀初頭ナポレオン1世は安価なイギリス製品の流入を阻止し、フランスの市場を確保するため「大陸封鎖令」によって欧州諸国にイギリスとの貿易を禁止させました。イギリスは農業の弱い国です。イギリスでは安くおいしいフランス産の穀物が輸入されなくなり国内産の穀物価格が高騰し、地主階級は思わぬ利益を得ることとなりました。しかし、大陸封鎖令が解除されれば価格は暴落します。これを恐れた地主階級は議会で働きかけ、穀物価格が一定水準を下回った時には穀物輸入を制限するという「穀物法」を制定させます。自国の農業を守るため都合のよい法律を作ったのです。

大陸封鎖令が解除された後も穀物法のせいで外国から安い穀物は輸入されませんでした。当時イギリスに併合されていたアイルランドではイギリス人地主に土地を独占されていたため、小作人はパンを買うゆとりすらなくジャガイモを主食としていました。しかし、1840年代に伝染病が発生しジャガイモは全滅、人口の10%が餓死に追いやられました。これを機に穀物法が廃止され穀物輸入は自由化されましたが、イギリスの農業は大きな打撃を受けませんでした。農業革命と呼ばれる構造改革が進んでいたからです。貿易自由化が避けられないのであれば競争に耐えるように国内産業を強化すべきです。日本の農産物は価格では他国に勝てませんが、味、品質、安全性では優れています。農家の自助努力を妨げる一律の補助金は優れた商品を生み出す生産者への支援金に切り替え、経営規模の拡大を目指すべきだと思います。

日本の農業政策も減反政策の廃止や担い手農家の支援等「守りの農業から攻めの農業へ」と変換が図られています。日本は農業に不利な国です。今こそ強力な支援が必要だと考えます。

最後に、今年は適度な降雨に恵まれ無事稔りの秋を迎えられるよう祈念し御挨拶とします。

～ お知らせ ～

【平成26年度通水情報】 通水開始：4月21日 通水終了：9月26日（予定）

ポンプ停止について(お願い)

皆様ご承知のとおり3年前の東日本大震災以来、**電気料金が高騰**しています。本年度からは料金値上げに加えて消費税率引き上げにより更に経費がかさみ、パイプライン組合の**運営を圧迫**しております。

そこで、組合によっては本年度から**一時的にポンプを停止**することになりました。**停止は【雨天】【夜間】【週末】**など、地区によって異なりますのでパイプライン組合広報誌や回覧をご確認ください。

水の垂れ流しは「電気と用水の無駄使い」です。皆様にもご理解をいただき給水栓の徹底管理をお願いします

平成26年度 パイプライン事業

「天竜川下流寺谷地区」

工事の種類	事業内容
用水路改良工事	小島堰受益千手堂地内の用水路改良
支線用水路撤去工事	宮之一色工区、前野工区、尼ヶ崎東工区、大原工区
測量調査業務	ポンプ場における電力料検証調査
	小島堰撤去に関する詳細設計

「寺谷上流地区」

工事の種類	事業内容
支線用水路撤去工事	広瀬工区、岩田工区

用水取水についてお願い

寺谷用水は限りある地域の水です。下流地区で耕作している方々のことも考えて必要以上の取水は控え、**田んぼからの無効放流をやめましょう。**

ゴミを捨てないで!!

- ・用水路にゴミを捨てると取水口に詰まり、下流まで水が流れなくなります。
- ・水路の末端には重要施設（ポンプ場など）があり、水路が詰まると故障の原因になります。



平成24年度一般会計決算

収 入 (単位：円)

款	科 目	決 算 額	予 算 額
1	賦 課 金	48,611,030	48,968,000
2	助 成 金	36,892,606	39,188,000
3	財 産 収 入	0	10,000
4	借 入 金	907,442,024	955,681,000
5	使 用 料	2,369,198	1,900,000
6	繰 入 金	12,000,000	12,000,000
7	雑 収 入	1,044,507	1,550,000
8	繰 越 金	8,975,776	8,970,000
9	負 担 金	125,710,885	125,576,000
	合 計	1,143,046,026	1,193,843,000

支 出 (単位：円)

款	科 目	決 算 額	予 算 額
1	事 務 費	33,359,131	38,750,000
2	選 挙 費	0	4,000
3	事 務 所 費	1,445,094	1,990,000
4	維 持 管 理 費	48,926,543	49,674,000
5	財 産 費	0	10,000
6	償 還 金	833,804,082	833,836,000
7	負 担 金	201,314,556	249,893,000
8	助 成 金	1,180,000	1,300,000
9	諸 費	11,304,287	12,775,000
10	予 備 費	0	1,611,000
11	繰 越 金	11,712,333	4,000,000
	合 計	1,143,046,026	1,193,843,000

※平成25年度決算の承認は10月ですので、前々年度決算を記載してあります。

平成26年度一般会計予算

収 入 (単位：円)

款	科 目	26年度	25年度
1	賦 課 金	48,793,000	48,853,000
2	助 成 金	40,252,000	34,581,000
3	財 産 収 入	10,000	10,000
4	借 入 金	28,340,000	98,242,000
5	使 用 料	2,300,000	1,200,000
6	繰 入 金	18,000,000	10,000,000
7	雑 収 入	1,150,000	1,150,000
8	繰 越 金	4,000,000	11,000,000
9	負 担 金	137,383,000	136,854,000
	合 計	280,228,000	341,890,000

支 出 (単位：円)

款	科 目	26年度	25年度
1	事 務 費	42,050,000	39,450,000
2	選 挙 費	4,000	4,000
3	事 務 所 費	5,490,000	4,390,000
4	維 持 管 理 費	33,560,000	39,574,000
5	財 産 費	10,000	10,000
6	償 還 金	140,710,000	130,010,000
7	負 担 金	47,936,000	108,147,000
8	助 成 金	1,300,000	1,300,000
9	諸 費	3,510,000	12,760,000
10	予 備 費	1,658,000	2,245,000
11	繰 越 金	4,000,000	4,000,000
	合 計	280,228,000	341,890,000

寺谷用水土地改良区組合費（賦課金）について

平成26年度単価	3,300円/10a (3.3円/㎡) ※ 総代会議決による
納 入 時 期	平成26年11月1日～11月30日 (口座振替の方は末日引落) ※徴収期日の最終日が土曜日、日曜日にあたる時は翌日となります。
備 考	土地改良法第36条により用水利用の有無に関わらず賦課対象となります。また、 現況が田以外の状況(転作含)でも脱退手続きをされない限り賦課対象となります。

組合費の納入は口座振替をご利用ください (現在約9割の方が契約されています)

決済金（脱退手続き）について

平成26年度単価	田320円/㎡ (畑かん地区の畑は田の3分の1) 事務手数料1,000円/1件 ※ 総代会議決による
事 例 手続きが必要となる場合	受益地を農地転用し、宅地等として使用する場合。 受益地の利用目的を変更し、畑 (温室含) として使用する場合。 受益地が公共事業等により買収される場合。
備 考	この決済金は土地改良法第42条に定められており、将来の維持管理費等に充てられます。

買収の場合誰が(地権者もしくは事業主)決済金を納めるのかははっきりさせ、後日のトラブルにならないようにしてください。

注意 : パイプライン等事業受益の農地転用は原則認められていません

◎ 出張講座を行いました ◎

昨年10月に岩田小学校4年1組の生徒さんを対象に出張講座を行いました。

寺谷用水の歴史や船明ダムについて改良区職員が説明すると真剣な表情で話を聞き、わからないことについて多くの質問をいただきました。

また、「用水路は危ない」から絶対入らないように注意を促しました。

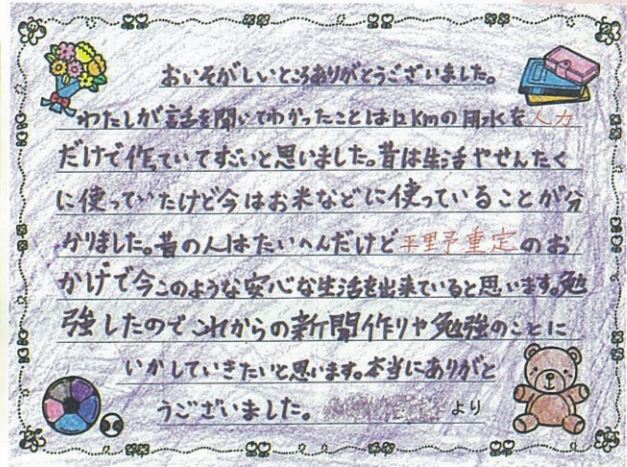
農業や農業施設に関心を持っていただくことは大変ありがたいことです。

今後もこのような活動を続けていきます。

お礼の手紙を
いただきました



真剣な表情で授業に取り組む様子



用水路は危険です!!

- ・用水路付近では子どもを遊ばせないようにしましょう。
- ・用水路は流れが速く深いので非常に危険です。
- ・魚釣りなどでフェンスの中には絶対入らないでください。
- ・自動車事故などでフェンスを壊してしまった場合は、当土地改良区までご連絡ください。また、見かけた方はご一報ください。



◎ 土地改良事業団体連合会表彰 ◎

去る平成26年3月18日に開催された静岡県土地改良事業団体連合会第57回通常総会において、早川勝次理事（袖浦地区）の土地改良事業に対する永年のご努力が認められ功労者として表彰されました。

◎ 感謝米について ◎

昨年、感謝米寄贈にご協力いただきありがとうございました。水源地への感謝をこめて今年も実施しますのでご理解とご協力をお願いいたします。



寺谷用水土地改良区の所在地

発行 寺谷用水土地改良区
 TEL 0538-32-4655
 FAX 0538-36-0609
 〒438-0804 静岡県磐田市加茂1番地
 E-mail teradani@axel.ocn.ne.jp
 ホームページ <http://www8.ocn.ne.jp/~teradani>